

平成 31 年 1 月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-6304-2745 FAX：03-6304-2744

e-mail：info@e-606.net

## 賃上げ、過去最高を更新～厚生労働省の平成 30 年調査結果から

### ◆賃上げは過去最高を更新

厚生労働省が先月 27 日、平成 30 年の「賃金引上げ等の実態に関する調査結果」を公表しました。調査対象企業数は 3,543 社で、うち有効回答企業数は 1,779 社。有効回答率は 50.2%でした。

これによると、定期昇給やベアによる 1 人平均の賃上げ額は月額 5,675 円で、前年から 48 円増え、比較可能な 1999 年以降で過去最高を 2 年連続で更新しました。賃上げ率としては 2.0%で、前年比で横ばいでした。

### ◆賃金改定の実施状況

平成 30 年中に「1 人平均賃金を引き上げた・引き上げる」企業割合は 89.7% (前年 87.8%)、「1 人平均賃金を引き下げた・引き下げる」は 0.4% (同 0.2%)、「賃金の改定を実施しない」は 5.9% (同 6.3%) でした。

### ◆賃金の改定額

平成 30 年中の 1 人平均賃金の改定額 (予定を含む) は 5,675 円 (前年 5,627 円) で、「1 人平均賃金の改定率」は 2.0% (同 2.0%) でした。

また、企業規模別にみると、「1 人平均賃金の改定額」は、5,000 人以上の企業で、

7,109 円 (同 6,896 円)、1,000～4,999 人で 5,645 円 (同 5,186 円)、300～999 人で 5,247 円 (同 5,916 円)、100～299 人で 5,039 円 (同 4,847 円) という結果でした。300～999 人規模の企業で改定額が前年を下回りましたが、それ以外では前年比プラスの改定水準となっています。

(注) 1 人平均賃金は、所定内賃金 (諸手当等を含むが、時間外・休日手当や深夜手当等の割増手当、慶弔手当等の特別手当を含まない) の 1 人当たりの平均額。

### ◆定期昇給等の実施

平成 30 年中の賃金改定が未定以外の企業 (賃金の改定を実施または予定している企業および賃金の改定を実施しない企業) のうち、定期昇給を「行った・行う」企業割合は、管理職 69.7% (前年 69.0%)、一般職 80.1% (同 77.5%) で、管理職、一般職ともに前年より上昇しました。また、定期昇給制度がある企業のうち、平成 30 年中にベースアップを「行った・行う」企業割合は、管理職 24.2% (前年 22.9%)、一般職 29.8% (同 26.8%) で、管理職、一般職ともに前年より上昇しました。

人手不足と景気の上昇を反映し、賃金の上昇傾向は調査結果にも表れているようです。

## 1 月の税務と労務の手続期限

### [提出先・納付先]

10 日

○ 源泉徴収税額 (※)・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]  
※ただし、6 ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、30 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31 日

○ 法定調書 <源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表> の提出 [税務署]

○ 給与支払報告書の提出 <1 月 1 日現在のもの> [市区町村]

○ 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付 <第 4 期分> [郵便局または銀行]

○ 労働者死傷病報告の提出 <休業 4 日未満、10 月～12 月分> [労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険料納付 <延納第 3 期分>

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

○ 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○ 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

○ 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

[郵便局または銀行]

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

○ 特例による住民税特別徴収税額の納付

[郵便局または銀行]